

(第 68 条関係)

入 札 心 得

(競争入札の参加者の資格)

第 1 条 競争入札には、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないものは、参加することができない。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後 2 年間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とする者もまた、同様とする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくして契約の履行をしなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者

(建設工事に係る一般競争入札参加者の資格)

第 2 条 建設工事に係る競争入札に参加する者は、前条第 1 項及び第 2 項に該当しないもので、かつ、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 2 年以上工事請負業に従事していること。
 - (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (3) 建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項ただし書の政令で定める軽微な工事を除く。）にあっては、同法第 2 条第 3 項に定める建設業を営んでいること。
- 2 入札者は、入札期日までに前項各号の参加資格について関係官公署又はこれに準ずる者の証明する書類を契約者に提出しなければならない。

(入札等)

第 3 条 入札に加わる者は、仕様書、図面、契約書案、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書案、現場等について疑点があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、通知書に示した時刻までに、入札箱に入れなければならない。
- 3 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。
- 4 入札者が代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- 5 入札者又は代理人は、同一の入札において、他の入札者の代理人となることができない。
- 6 入札は、郵便によって行うことができない。

(入札の辞退)

第 4 条 指名業者（指名競争入札の参加者に指名した旨の通知を受けた者をいう。以下同じ。）は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

- 2 指名業者が入札を辞退しようとするときは、当該入札を辞退する旨を明記した書類を契約担当者等に提出しなければならない。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(第 68 条関係)

(公正な入札の確保)

第 4 条の 2 入札に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札に参加する者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札に参加する者と入札する金額又は入札の意思についていかなる相談も行わず、独自に入札する金額を定めなければならない。

(入札の中止)

第 4 条の 3 不正の入札が行なわれるおそれがあると認められるとき、又は、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

(入札の無効)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 公平な価格の成立を害し、又は不正な利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金の納付金額が不足である者がした入札
- (6) その他入札条件に違反した入札

(同価入札の取扱い)

第 6 条 落札となるべき同価の入札をしたものが 2 人以上あるときは、直ちにくじで落札者を定める。この場合において、当該落札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

第 7 条 落札者は、契約を締結するまでに、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。

(契約書の取りかわし)

第 8 条 落札者は、落札決定の翌日から 5 日以内に契約を取りかわさなければならない。

ただし、契約締結延期の承認を受けたときは、この限りではない。

2 落札者が前項の期限（締結延期の承認を受けたときは、その期限）までに契約書を取り交わさないときは、落札者としての地位を失う。

(契約書の提出部数)

第 9 条 落札者は、契約書を 2 通契約担当者に提出しなければならない。